



## (2) 目標

- 対策地域において、平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保すること（最終目標）
- 平成27年度までに、すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するよう最善を尽くすこと（中間目標）

## 2 中間目標の達成状況

平成27年度において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局のすべての監視測定局で大気環境基準を達成した。

また、最終目標の達成に必要な自動車からの排出量の削減量についても、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに、平成27年度中間目標を達成した。

## 3 対策地域の現状

- 自動車排出量は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに減少傾向である。
- 年平均値は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに緩やかな改善傾向である。
- 自動車保有台数は、近年は横ばいとなっており、平成27年度末における本県の自動車保有台数は3,592千台である。
- ディーゼル車の保有台数は、緩やかな増加傾向である。
- 低公害燃料車の保有状況は、増加傾向である。また、電気自動車の燃料供給源である急速充電器設備は近年大幅に増加している。
- 貨物輸送量は、減少傾向であり、そのうち、自動車による輸送量が大半を占めている（平成26年度では全貨物輸送量の70.6%）。
- 旅客輸送量は、概ね横ばいであり、そのうち、鉄道による輸送量が大半を占めている（平成26年度では全旅客輸送量の85.8%）。
- 自動車による交通道路の走行量は、緩やかな減少傾向である。

## 4 施策の取組状況

- 計画の目標達成のために、自動車単体規制、車種規制、条例によるディーゼル車の運行規制及び低公害車の普及などの自動車排出ガス削減対策を実施している。
- 国、県、市、関係道路管理者及び交通管理者は連携を図り、荷主・発注者及び関係事業者並びに県民の協力のもとに必要な対策を推進

している。

- 「千葉県自動車環境対策に係る基本方針（平成24年3月）」により、総合的に施策の推進を図っている。

#### 施策に係る基本的事項

- ・自動車単体対策の強化等
- ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
- ・条例に基づく自動車排出ガスの低減対策の推進
- ・低公害車の普及促進
- ・エコドライブの普及促進
- ・交通需要の調整・低減
- ・交通流対策の推進
- ・局地汚染対策の推進
- ・普及啓発活動の推進

### 5 最終目標の見通し

- 自動車 NO<sub>x</sub> 及び PM の排出量削減をはじめ、各分野、各主体における施策は順調に進捗していると考ええる。
- 平成 28 年度に実施した各施策による排出削減効果の調査において、排出量削減への量的な寄与が大きいのは排出係数の改善と考えられ、排出係数の改善には、国や県の法・条例による最新の排出ガス規制適合車への代替や次世代自動車の普及による効果が大きく、その効果は継続的に持続することから、引き続き、総量削減施策を確実に実施し、進行管理を行う。
- 幹線道路の交差点付近等、交通量が集中する道路沿道の地区等の環境濃度が局地的に高いと見込まれる地区については、環境省が実施している環境基準確保目標の評価手法を用いた調査検討結果を活用し、平成 32 年度までに必要な措置を講じる。
- 環境濃度が局地的に高いと見込まれる地区の交差点近傍において、簡易測定により、二酸化窒素の汚染状況を把握し、将来濃度を予測するとともに、当該交差点における時間別・車種別の交通量や自動車の登録情報から、通行車両の分析を行い、関係機関に有効な対策の実施を働きかけていく。
- 平成 32 年度の最終目標を達成するため、今後も引き続き、関係機関と連携し、これまでの対策地域全体を対象とした総量削減施策を確実に実施するとともに、地区等の実情に応じた局地汚染対策の必要性について環境省と連携しながら検討していく。